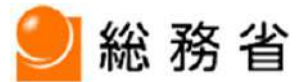




行政相談シンボルマーク

困ったら 一人で悩まず 行政相談。



10月19日(月)から25日(日)まで

令和2年度

行政相談週間



行政相談マスコット「キクーン」

この機会に「行政相談」をぜひご利用ください！

(総務省の行政相談については、裏面をご覧ください。)

◎「暮らしの行政相談所」を開設します。

日時：10/9(金) 13:00~16:00 ※ 完全予約制



場所：tanabe en+ 2階 (JR紀伊田辺駅前)

※ 会場には駐車場がありませんので、車でお越しの場合は、近隣の紀伊田辺駅前駐車場、紀伊田辺駅前第二駐車場等の駐車場をご利用ください。

- 参加予定機関：行政相談委員、和歌山行政監視行政相談センター、和歌山弁護士会
- 相談内容の例：国などの行政についての困りごとや身近な生活に関する法律相談 等
- 相談予約の方法などの案内：
 - ・ 相談予約は、10月1日(木) 午前8時30分から電話で受け付けます (法律相談は定員6名)。
予約については、お問合せ先のHPをご覧くださいか、電話でご確認ください。
 - ・ 定員になり次第、予約受付を締め切らせていただきますのでご了承ください。
 - ・ 相談は無料で、秘密は厳守します。
 - ・ マスクの着用等、新型コロナウイルス感染症の感染対策にご協力をお願いいたします。

主催： 総務省行政相談委員・和歌山行政監視行政相談センター

お問合せ先： [総務省行政相談センター](#) **まぐみみ和歌山** ☎ 073-422-1100



総務省の

行政相談



困ったら一人で悩まず行政相談！



Q 行政相談とは？

A 総務省の行政相談は、国などの行政について苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から関係行政機関に必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図り、それを通じて行政の制度や運営の改善を図っています。年間約 16 万件の相談を受け付けています。

Q 行政相談の窓口はどこにあるの？

A 都道府県庁所在地などに設置されている総務省行政相談センター きくみみ(全国で 50 か所。和歌山県内では「総務省行政相談センター きくみみ和歌山」、行政相談委員(全国で約 5,000 人。和歌山県内 61 人)が相談を受け付けています。

おこまりならまるまるくじょーひゃくとおぼん

受付方法は、来訪はもとより、電話(行政苦情 110 番:0570-090110)・手紙・FAX・インターネットでも受付可能です。

Q 行政相談委員とは、何をする人のことですか？

A 行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国の各市(区)町村に配置されています。行政相談委員は、無報酬のボランティアとして、国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。



Q 行政相談委員に直接会って相談したい場合、普段はどこで相談できますか？

A あなたの街の身近な場所で、以下のとおり行政相談所を開設しています。



○ 田辺市社会福祉センター	岡本 美彦(おかもと よしひこ) 委員
原則、毎月第 4 火曜日	13:00 ~ 15:00
● 龍神行政局	森本 篤(もりもと あつし) 委員
原則、偶数月第 1 金曜日	13:30 ~ 15:00
○ 中辺路行政局	中村 恒夫(なかむら つねお) 委員
原則、偶数月第 3 金曜日	10:00 ~ 11:00
● 大塔行政局	佐田 俊知(さだ としじ) 委員
原則、奇数月第 4 水曜日	13:30 ~ 15:00
○ 本宮行政局	折戸 富子(おりと とみこ) 委員
原則、毎月第 4 火曜日	13:00 ~ 15:00

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により開設を取り止める場合があります。

開設の有無は、「総務省行政相談センター きくみみ和歌山」にお問い合わせください。

表面の『暮らしの行政相談所』[10/9(金)]もぜひご利用ください。

詳しくは、

行政相談

